

株式会社札幌花き地方卸売市場 定款

昭和54年12月19日作成

昭和54年12月21日公証人認証

昭和55年2月18日会社成立

昭和56年3月16日変更

昭和62年8月19日変更

平成4年5月13日変更

平成6年6月28日変更

平成15年6月18日変更

平成25年6月24日変更

株式会社札幌花き地方卸売市場 定款

目 次

- 第1章 総 則 (第1条—第4条)
- 第2章 株 式 (第5条—第13条)
- 第3章 株主総会 (第14条—第16条)
- 第4章 取締役、監査役、代表取締役および取締役会 (第17条—第23条)
- 第5章 計 算 (第24条—第25条)

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社札幌花き地方卸売市場と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 花き卸売市場の開設・管理・運営
- (2) 関連商品売場の開設・管理・運営
- (3) 精算事務に関する事業
- (4) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を札幌市白石区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、500,000株とする。

(株 券)

第6条 当社の株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、100株券、500株券および1,000株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当社の請求書により、その事由を証する書面および株券を提出しなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示のまっ消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前三条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第12条 当社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項の場合のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。

この場合には、その期間または基準日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、監査役、代表取締役および取締役会

(取締役および監査役の員数)

第17条 当社の取締役は5名以上、監査役は2名以上とする。

(取締役および監査役の選任)

第18条 当社の取締役および監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役および監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(取締役会の招集および取締役会の決議の省略)

第20条 取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることが

できるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当会社に、社長1名を、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

2 社長は、当会社を代表する。

3 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第22条 社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬および退職慰労金)

第23条 取締役および監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(営業年度)

第24条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主または質権者に配当する。

2 利益配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。